

「海老名市市税納税通知書用封筒」 有料広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、海老名市有料広告事業基本要綱（平成18年4月25日制定。

以下「要綱」という。）第5条及び第6条の規定に基づき、本市の市税納税通知書用封筒に広告を有料で掲載することに関し、必要な事項を定める。

(対象とする納税通知書用封筒)

第2条 対象とする納税通知書用封筒は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市・県民税（普通徴収）納税通知書用封筒

(2) 固定資産税・都市計画税納税通知書用封筒

(共有者用納税通知書用封筒を含む)

(3) 軽自動車税（種別割）納税通知書用封筒

(広告掲載場所)

第3条 広告の掲載場所は、封筒の裏面とする。

(規格及び掲載料)

第4条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

封 筒	規 格	掲 載 料
市・県民税（普通徴収） 納税通知書用封筒	縦 60mm×横 90mm 一色刷り	70,000円
固定資産税・都市計画税 納税通知書用封筒 (共有者用納税通知書用封 筒を含む)	縦 60mm×横 90mm 一色刷り	120,000円
軽自動車税（種別割） 納税通知書用封筒	縦 60mm×横 90mm 一色刷り	60,000円

(広告掲載の優先順位)

第5条 広告掲載に係る優先順位は、次の順序とする。

- (1) 市内に事業所等を有する公益法人等の広告
- (2) 市内に事業所等を有する法人等の広告
- (3) 前2号に掲げる以外の者の広告

(広告掲載の基準)

第6条 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しない。

- (1) 要綱第3条第1項各号のいずれかに該当する広告
- (2) 有料広告掲載基準（平成18年4月25日制定）第4条各号のいずれかに該当する広告
- (3) 市税を滞納している者の広告

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 市ホームページ
- (2) その他市長が必要と認める方法

2 市長は、前項の方法により募集したにもかかわらず広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)がない場合、任意の者を候補として選定することができる。

3 市長は、第4条に掲げる3封筒の広告を一括で募集するものとする。ただし、その申込者がないときは、市長は、個別に募集することができる。

(広告掲載の申込等)

第8条 申込者は、「海老名市市税納税通知書用封筒」有料広告掲載申込書（第1号様式）に、当該広告の見本その他必要書類を添付して市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第5条の優先順位及び第6条に規定する基準について審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 同一広告掲載枠に、第5条の優先順位が同じ申込者が複数ある場合は、市が任意で行う抽選方法により決定する。

3 前2項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、「海老名市市税納税通知書用封筒」有料広告掲載決定通知書（第2号様式）により、当該申込者に通知す

る。

- 4 前項の規定による通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、指定する期日までに、掲載しようとする広告（原稿を含む。）を市長に提出するものとする。

（広告掲載料の納入）

第10条 広告主は、掲載の決定後、指定する期日までに、市の発行する納入通知書により広告掲載料を納入するものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

（広告主の責任）

第11条 掲載された広告に関する著作権、肖像権等広告内容に関する責任は、広告主が負う。

- 2 広告主は、表示内容について、次に掲げる点に留意しなければならない。

（1） 当該広告に関する法令及び業界の自主規制による広告表示基準等を遵守すること。

（2） 市又は国等が推奨していると誤解させるような表現をしないこと。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（1） 広告主が指定する期日までに、掲載しようとする広告（原稿を含む。）を提出しないとき。

（2） 広告主が指定する期日までに、広告掲載料を納入しないとき。

（3） 市長が特に支障があると認めたとき。

（広告掲載料の還付）

第13条 広告掲載料は、還付しない。ただし、市長の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

（委任）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

《平成 1 9 年 7 月 2 5 日 制定》

《平成 2 2 年 4 月 1 日 一部改正》

《令和 2 年 2 月 3 日 一部改正》

《令和 5 年 2 月 7 日 一部改正》